

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	児童扶養手当に関する業務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
山鹿市は、児童扶養手当に関する業務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山鹿市長

公表日
令和6年12月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、受給者の認定審査及び受給者・児童の管理、現況届受付、児童扶養手当の支給等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①申請書や届出書の確認 ②支給要件に必要な各種情報の照会 ③児童情報、受給者情報、扶養義務者情報の照会 ④転入前の児童扶養手当台帳情報照会 ⑤支給額の決定及び支給 ⑥児童扶養手当情報の照会
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
受給者情報ファイル、児童情報ファイル、受給者所得情報ファイル、配偶者義務者所得情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表第56項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表【情報照会の根拠】 :81の項 【情報提供の根拠】 :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項 17、20、42、89、90、125、141、155、161の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 子ども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当事務では、特定個人情報の記載がある申込書の保管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	山鹿市側のシステムにおいては、個人・所属グループ(課・係等)で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-②所属長	野田 勝年	江藤 一洋	事後	
平成29年2月1日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :57の項 (情報提供の根拠) :13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第31条 (情報提供の根拠) :第19、35、36、44条	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :57の項 (情報提供の根拠) :13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第31条 (情報提供の根拠) :第10の3、12、19、35、36、44、59の2条	事後	
平成29年2月1日	II-1対象人数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成29年2月1日	II-2取扱者数	平成27年2月6日 時点	平成29年1月10日 時点	事後	
平成29年4月1日	I-5-①部署	福祉部 福祉課	福祉部 福祉支援課	事後	
平成29年4月1日	I-5-②所属長	福祉課長 江藤一洋	福祉支援課長 脇山義文	事後	
平成30年5月31日	I-5-②所属長の役職名	福祉支援課長 脇山義文	課長	事後	様式の改正に伴うもの
平成30年5月31日	II-1対象人数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
平成30年5月31日	II-2取扱者数	平成29年1月10日 時点	平成30年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II-1対象人数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和1年5月31日	II-2取扱者数	平成30年5月31日 時点	令和1年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II-1対象人数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和2年5月31日	II-2取扱者数	令和1年5月31日 時点	令和2年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II-1対象人数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年5月31日	II-2取扱者数	令和2年5月31日 時点	令和3年5月31日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-1対象人数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年7月9日	II-2取扱者数	令和3年5月31日 時点	令和3年6月30日 時点	事後	
令和3年9月1日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :57の項 (情報提供の根拠) :13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第31条 (情報提供の根拠) :第10の3、12、19、35、36、44、59の2条	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠) :57の項 (情報提供の根拠) :13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令) (情報照会の根拠) :第31条 (情報提供の根拠) :第10の3、12、19、35、36、44、59の2条	事後	法改正に伴う修正
令和4年11月30日	II-1対象人数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和4年11月30日	II-2取扱者数	令和3年6月30日 時点	令和4年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	I-5-①部署	福祉部 福祉支援課	福祉部 子ども課	事後	
令和5年11月30日	I-8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	山鹿市役所 総務部 総務課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1117	山鹿市役所 総務部 情報政策課 〒861-0592 熊本県山鹿市山鹿987番地3 0968-43-1118	事後	
令和5年11月30日	II-1対象人数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和5年11月30日	II-2取扱者数	令和4年11月1日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	I-3 法令上の根拠	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条第1項 別表第一 第37項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第29条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項別表第56項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条	事後	法改正に伴う修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月5日	I-4-②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(情報照会の根拠):57の項(情報提供の根拠):13、16、26、30、47、64、65、87、116の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(情報照会の根拠):第31条(情報提供の根拠):第10の3、12、19、35、36、44、59の2条	番号法第19条第8号に基づく主務省令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条の表【情報照会の根拠】:81の項【情報提供の根拠】:第三欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項17、20、42、89、90、125、141、155、161の項	事後	法改正に伴う修正
令和6年12月5日	II-1対象人数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	II-2取扱者数	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年12月5日	IV-8 判断の根拠	-	2) 十分である 児童扶養手当事務では、特定個人情報の記載がある申込書の保管作業で人手を介在させるが、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	様式の改正に伴うもの
令和6年12月5日	IV-11 もっとも優先度が高いと考えられる対策	-	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 2) 十分である 山鹿市側のシステムにおいては、個人・所属グループ(課・係等)で利用できるシステムメニューを設定しており、業務で必要としない情報を利用できないよう制御している。	事前	様式の改正に伴うもの